

平成 28 年 4 月 14 日

◎桑名委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。 (9時59分開会)

本日の委員会は、昨日に引き続き、「平成 28 年度業務概要」についてであります。

#### 《教育委員会》

◎桑名委員長 それでは、日程に従い、教育委員会の業務概要を聴取いたします。概要説明に先立ち、幹部職員の紹介をお願いいたします。

(教育長以下幹部職員自己紹介)

◎桑名委員長 それでは、教育長から総括説明を受けます。なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

(総括説明)

#### 〈教育政策課〉

◎桑名委員長 それでは、最初に、教育政策課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎米田委員 教育センターの耐震化で、98 豪雨のときにも住民が避難をされたと聞いていますけれど、せっかく耐震化をするんで、地域の人と話し合うようにしていただきたい。津波避難ビルに指定することも含めて、耐震化の計画を強めていただきたいと思うんですが、どう検討をされていますか。

◎渡邊教育政策課長 教育センターは、高知市の指定避難所に指定されていまして、今回の耐震化で建物としてより強度が増すので、地域の住民の皆様にもそういった観点からも、より信頼される施設として整備したいと考えておるところです。

◎三石委員 教育大綱ですけれど。すごいいいものができたと思うんです。これをどう広めていくか。2 ページの説明にもありましたけれど、各市町村も大綱をつくっているわけですね。そこらの兼ね合いと、県の大綱をどう浸透させるか、主な例は書かれていますけれど、もう少し具体的に説明願えますか。

◎渡邊教育政策課長 大綱及び基本計画ができたということで御報告申し上げたとおり、その周知につきましては現在、非常に力を入れておるところです。次週は、市町村教育長会で1時間近くをかけて内容を説明することになっています。

また、当方の対応ではなくなりますが、市長会に総務部長が行きまして大綱の説明等をするにしています。そのように内容を周知することによりまして、市町村におきましても、ほとんどのところは、大綱もしくは現行の計画を大綱と位置づけることで対応していますけれども、県の大綱の内容を踏まえまして、それぞれの市町村の内容をさらにバージョンアップしていただくよう働きかけたいと考えておるところです。

◎三石委員 教育政策課というのは扇のかなめに当たると思うんです。いろんなところに

目配り気配りをして、まとめ上げていくのが教育政策課と思うんです。課長は、ことし初めて課長になられたわけですがけれども、そのあたりの思い、抱負をお聞かせいただいたらと思うんですけれど。

◎渡邊教育政策課長 私、着任しまして、かなりボリュームのある大綱及び基本計画ができ上がってすぐということなんです。私の一つ大きな使命は、やはりこの大綱・基本計画を確実に実施していくことかと考えております。先ほどの報告の中でも、P D C Aを回していくという話がありましたけれども、大綱及び基本計画の一つの大きな特徴は、かなり詳細に至るまで、実施計画を定めておるところかと考えております。それにつきましては、幹部のみならず、私のようなものが各課の細かい事業につきましても見ていって、ある場面では各課にも嫌われるぐらい、その内容が実際にうまく回っていくかどうかチェックしていく立場であろうかと思っております。大綱及び基本計画の進捗状況を管理していく中でそのような役割を担っていきたいと考えているところです。

◎金岡委員 教育版のアクションプランの中に、各市町村の自主的・主体的な取り組みを促進すると書かれておりますけれども、どちらかというところそういう取り組みに手かせ足かせをかける状況になっているという気がするんですが、そこら辺はどう考えていますか。

◎渡邊教育政策課長 大綱及び基本計画もかなり詳細にわたる内容ですが、手かせ足かせというよりか、大きな基本方向につきましては、各市町村なり学校現場なりと共有できる内容と考えています。そういった意味で、この地域アクションプランも含めまして、それぞれの現場がより主体的にその現場で思っているものを支援するといった施策も多く並んでいるところでして、実際に効果を生むには、各現場での主体的な取り組みがなければうまくいかないと考えているところです。そのような観点からの支援に努めたいと考えているところです。

◎横山委員 先ほど金岡委員も言われていました教育版の地域アクションプラン、いの町では、スクールコミュニティ事業とかハートケア事業、図書館バス事業とかやっているんですけれど、今、いの町教育委員会の政策の中心に位置づけて、なくてはならない事業だということで、本当に助かっているし心強いとお聞きしています。そのような中で、いの町になると県内の市町村ではそこそこの規模がある。そこは何とかやっていけるんですけど、これから先、小さい自治体になると、どうしてもリソースが足りなくなるんじゃないか。そこをどうフォローアップしていくのが大変になってくる、重要になってくると思うんですけれど、その辺をどうお考えでしょうか。

◎渡邊教育政策課長 この地域アクションプランにつきましては、委員に御指摘いただいたとおり、それぞれの地域から喜ばれている現状がございます。それは自治体規模にかかわらず、それぞれが主体となった取り組みを支援していく必要があると考えているところでして、これは補助の上限が基本的には児童生徒の割合で一定の計算式を当てはめている

んですが、一方で、小さな自治体につきましては下限額を定めております。具体的には450万円になりますけれども、そういったことで小さな自治体にも支援が行き届くように配慮しているところです。

◎横山委員 金銭的な支援も大事ですけど、恐らく人材が不足をしてくると思うんで、そこら辺のフォローも力強くお願いしたいと要請しておきます。

◎桑名委員長 よろしいですか。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

#### 〈教職員・福利課〉

◎桑名委員長 次に、教職員・福利課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 先生方の健康の面で、メンタルの部分がどうなっているのか。休まれている先生が随分いるんじゃないかと思うんですけど。何年か前から現在までの推移と、どうしてそうなるのかという思いをお聞かせ願いたいんですけど。

◎坂田教職員・福利課長 まず、メンタルヘルス対策ということで、今の実態につきまして数値等を使い説明させていただきます。県立学校と公立小中学校を合計した文部科学省に報告する数値で、休職処分により病休職となりました教員の実質人員を申し上げますと、平成23年度が47名、平成24年度が41名、平成25年度が51名、平成26年度が48名となっております。これを1,000人当たりの人数で申し上げますと、平成23年度が6.06人、平成24年度が5.3人、平成25年度が6.7人、平成26年度は6.4人です。これを全国と比べて申し上げますと、1,000人当たりが平成23年度5.7人、平成24年度が5.4人、平成25年度が5.5人、平成26年度が5.5人ということで、数値だけで申し上げますと、全国とほぼ同じ状況であると見ております。しかしながら、一進一退の状況ですので、今後も引き続き改善に向け取り組んでいきたいと思っています。

その要因としてどういったことが考えられるか御質問がありましたけれども、学校の先生皆さん忙しくなっていると思います。父兄の問題、部活動あるいは授業とかさまざまな業務で忙しくなっていると思います。そういった中で今年度、新たな取り組みとしまして、労働安全衛生法が改正された結果、ストレスチェックの制度を実施するようになっております。これを、県立学校で順次していくようになっております。そういった新たな制度も活用しながら、メンタルヘルスのヘルスケアに努めるような、これはセルフチェックでやっていくものですが、しっかりやっていきたいと思っておりますし、そういったものも全県下的に集計をしまして、分析した結果などにつきましても、学校現場と情報交換しながら職場の改善に努めたいと考えております。

◎三石委員 それと先生の人数ですね。退職された先生方が多くて人数が足りないと。臨時の先生、講師の先生方も足りない状況があると思うんですけど、その現状と、今後どんな形になっていくんだろうか。

◎坂田教職員・福利課長 今年度4月の状況で申しますと、臨時教員とか現場で特に足りない状況ではないと聞いております。今後の状況ですと、大量退職の時代に入っております。向こう10年間で50%、半分ぐらいの方が退職されますので、特に小学校とかの教員につきましては今年度も110名を募集しておりますけれども、採用していくことも一方で必要になってまいります。ことしは今、教員採用につきまして募集中ですけれども、受審者の確保を積極的に図りたいと考えております。

◎三石委員 再任用が随分ふえている現状だと思うんです。その状況と、再任用を認める場合、誰でも再任用を申し出ればできるものなのか、何か基準はあるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 再任用の状況ですが、平成25年度は35名が再任用されております。平成26年度は66名、平成27年度は113名で、これは年金の支給開始年齢が62歳に引き上げられたことが主な要因と考えておりますけれども、学校の現場におきましても再任用者数は順次ふえてきておる状況かと思っております。特に基準があるかということですが、これにつきましては再任用の審査をやっておりますので、雇用と年金の接続ということでいいますと、極力、雇用と年金の接続のために再任用を確保していくということがあるかと思っておりますので、大部分の方が実際再任用されておる状況でないかと思っております。

◎三石委員 生活していかないといけないですから、雇用と年金も大事です。年金がなかったら、なかなかしんどい生活ということもよくわかりますけれど、何でもかんでも再任用ではなくて、やはり審査するときに教育に対する熱ですよ。実際の話そういうものがないものについて何でもかんでも再任用してもらったら困る。生活のために再任用にしてもらうたら困ると思う。雇用と年金プラス、本当に教育に対する、子供たちに対する熱、思いを兼ね備えた方を、ぜひ再任用にさせていただきたい。これは要請をしたいと思っております。

◎金岡委員 なかなか聞きにくいことだと思いますが、教員の採用についてです。臨時の教員で、極めて優秀な方もいらっしゃいます。しかし、なかなか採用されない状況があったり、あるいは、採用された方で、この方は教員には向いてないという方もいらっしゃいます。明らかに父兄が見てそう感じられるところがあるわけですが、どのように採用をされておるのか。例えば、ペーパーである一定の点数をとらなければだめだという形でやっておられるのか、お伺いしたいと思います。

◎坂田教職員・福利課長 1次審査で、筆記審査とあわせて面接審査も実施しておりますし、2次でも、同じく面接審査をやるということで、適性につきましては面接審査を2回やる中でしっかり見きわめながら、授業の専門的などところにつきましても、慎重に適性を含めて判断するようなことで、選考審査を進めております。

◎金岡委員 臨時の教員を長らくやられておる方などの学校での状況なんかは加味しないということですか。経験や、あるいは学校長の考え方、どうその人を見ているのかということもあろうと思うんですが。

◎坂田教職員・福利課長 地方公務員法の中では、臨時教員として勤務した分については考慮しないとなっておりますけれども、採用審査の中では、実際に模擬授業をやっていた場面もございますので、その中で臨時教員としての経験を積まれた者につきましてはきちんと評価をされることになろうかと思えます。

◎池脇委員 教職員の教育表彰をやっていますよね。これはどういう表彰内容、種類があるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 教育表彰につきましては、毎年 11 月に開催しておりますけれども、教職員等表彰は教育活動がすぐれ成果の著しい学校とか、保育所、幼稚園などの教育機関の教育関係者につきまして、特にその功績が顕著で他の模範となる方を学校表彰または職員表彰しております。

それと、勤続表彰で勤続年数 25 年以上、50 歳以上の方ですけれども、昨年度 331 名が表彰されております。

◎池脇委員 今、父兄も大学卒業で教育レベルも大変高くなってきておりますし、学校の先生に対する学校教育の中での授業のあり方とか、生徒との対応のあり方とか、結構厳しい目が昔と比べれば随分出てきている。ただ、小さなことについても指摘を受けたりということで大変な厳しい仕事でもあるわけで、教育に憧れと夢を持ってつかれた先生方も、実際に教員をやってみるとちょっと違った方向から厳しい指摘を受けたりして悩まれる。かつて教員は、社会的にも高い地位があって尊敬をされている職業であったんですけども、今はそういう価値感が薄らいできています。その中で一生懸命、子供を育てる仕事をされています。そういう意味では、この教職員・福利課の仕事は、先生方が本来の力をしっかり発揮していく環境づくりをするということで大変重要だと思います。そういう中で何が励みになるかということ、自分が仕事をしていてどう評価されるか、こういう教育表彰は大変励みになると思います。そういう中で育っていく。だから、教員採用のとき、先ほども指摘がありましたけれども、資質の問題も採用時、あるいは勤めているときに余り能力が発揮されなくても、先生方も子供と一緒に成長していく過程の中で克服をしていく。そういう変化もしっかり見られるわけで、最終的には専門性も高めて人間性も豊かにした先生に育っていく方がほとんどだとは思っています。そういうところはしっかり評価してバックアップをしていくのが大切だと思いますので、この表彰についても、もっと表彰の種類も工夫していただいて、適宜に本当に励みになるような表彰ももっとふやしてあげれば、先生方も張りを持って頑張れるんじゃないかと思えます。ぜひそうした面も検討していただければと思いますがいかがでしょうか。

◎坂田教職員・福利課長 池脇委員がおっしゃったように、学校の先生がモチベーションを高く持って仕事をしていただくことは非常に大事だと思います。そういったことで何が  
できるか。しっかり現場の皆様のお声を聞きながら勉強したいと思っております。

◎池脇委員 先生が個人で一生懸命頑張っているのが現場なんですけれども、個人の力の  
限界があるから、これからはチームという組織で、学校の課題、また先生個人の課題も、  
チームとして解決していくことが求められてきます。そうした部分ができるようにしっかり  
サポートしていただきたいと思います。これは要請です。

◎米田委員 教職員住宅が421戸あって、どれくらい利用されているんですか。

◎坂田教職員・福利課長 教職員住宅の入居率ですけれども、経年変化で見ますと平成24  
年度が76.9%、平成25年度が75.6%、平成26年度は74.3%、平成27年度は3月末の現  
在の数字ですけれども、同じく74.3%で、大体75%前後になっております。

◎米田委員 きのう県職員住宅の説明があったんですけれども、住宅がある場所にもよりま  
すけれども、例えば県職員住宅と相互乗り入れというか、こっちが近いとか、そういうこと  
はできるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 公立学校共済組合の資金を活用させていただきまして、教職員  
住宅を建てておりますので、先ほど説明しましたけれども償還中のものは、知事部局から  
貸してもらいたいという話があっても、制度的に難しいと思います。ただ、償還が終わっ  
た分につきましては、例えば知事部局の例で申しますと、本山町の官舎を警察の方が使わ  
れている例もございますので、そういうところは柔軟に対応できるかと思えます。

◎米田委員 できるだけ広域人事がないほうがいいんですけれども、やむなく行ったりす  
るので、生活の保障が非常に大事なので、引き続き頑張りたいと思います。

それで、もう一つは4,671万円で住宅供給公社へ管理を委託している委託料をどう計算  
しているのか。421戸で4,671万円の管理委託料ですが、県の職員住宅の場合は632戸で  
4,766万円です。戸数は3分の2程度しかないのに、管理委託料は大体同額です。何でそ  
んなになるのか、4,671万円の根拠、どう委託料を決定しているのか教えてもらいたい。

◎坂田教職員・福利課長 教職員住宅委託料の内容ですけれども、計画修繕とか退去修繕、  
あるいは改修工事の請負とか、もろもろ管理にかかわる業務をやっておりますけれども、  
年度ごとに修理箇所が違ってまいりますので、そういったことが知事部局との予算上の差  
であらわれておるのではないかと考えております。ちなみに、今年度の工事請負費で申し  
ますと4,671万3,000円が全体の契約金額ですけれども、このうち工事費が2,696万8,000  
円です。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

#### 〈学校安全対策課〉

◎桑名委員長 次に、学校安全対策課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎池脇委員 防災教育ですけれども、先ほどの御説明で各学校で年3回避難訓練をされていると理解していいんですか。

◎三浦学校安全対策課長 全ての学校で3回以上の訓練をお願いしています。避難訓練につきましても、いろいろなパターンがあるかと思います。全校挙げての訓練であったり、郊外で遠足をしている最中に震災を受けたという想定の実験訓練であったり、いろいろなパターンを考えて、各校で工夫をして取り組んでいます。

◎池脇委員 訓練の内容は、どういう形で把握をされているんですか。

◎三浦学校安全対策課長 当課から各学校に照会をします。現在、集計中ですが、各校から実績という形で取りまとめをしております。

◎池脇委員 その取りまとめた内容を、もう一度、各学校にフィードバックをして、さらに訓練の精度を高めてもらうこともされていますか。

◎三浦学校安全対策課長 これはすばらしいという取り組みもあるかと思うので、そういうことを情報共有して進めていきたいと考えております。

◎池脇委員 実施している学校での反応ですけれども、どういう声が上がっていますか。

◎三浦学校安全対策課長 正直なところを申しますと、なかなか通常の授業が忙しいということがございます。ただ、もう一方で本県の宿命であります南海トラフ地震への対策は、非常に大切なことですので、教員の皆様、学校サイドも御理解いただいて取り組んでいる状況です。なかなかノウハウがないという教員の皆様も多いのが現実かと思うので、そういった教職員に対しまして、私どもが協力しながら、また専門家も招いた上でいろいろなノウハウを身につけていただけて向上していただきたいと考えております。

◎池脇委員 子供たちの命にかかわることですので、忙しいとかいうことで、例えば年3回のうち、ちょっとお茶を濁すような訓練をして、それを件数に上げてくるケースだってあるかと思うんです。そういったものをしっかり見破って、しっかりした訓練を年3回きちんとやることによって子供たちが体で覚えることが大切ですので、そうした面についてはしっかり連携をとって中身の濃い防災教育をこれからも進めていただきたいと思っております。要請しておきます。

◎米田委員 県立学校の耐震化が完了するので、非常に県も頑張っておられますが、心配するのは市町村立の小学校、中学校。県も6分の1か補助する制度を新たにつくってやられていますが、県内の小学校、中学校の耐震化率はどうなっていますか。

◎三浦学校安全対策課長 この4月1日付で照会をしております公立小中学校につきましても94.9%、前年から3.2%耐震化が進んでおる状況です。

◎米田委員 小中学校も、いつまでに100%に持っていこうという話になっていますか。

市町村が主体ですけれど、どんな状況ですか。

◎三浦学校安全対策課長 私どもとしましてはもう速やかにということで対応させていただいているところですが、今段階で耐震化が終了していない市町村施設、学校につきましては、何がしかの理由があるので、市町村ともそこは密接に話をさせていただきながら速やかな対応をお願いしているところです。

◎米田委員 二、三年前に大きな問題になって文部科学省も平成 27 年度までにはやろうという全国的な方針があって、高知市とか宿毛市、須崎市がおくれているので、個別の対応も県教育委員会として、頑張って話し合いしますと言ってくれていたわけで。そしたら、あと残るところについては十分、市教育委員会なり市町村と話をして 1 日も早く、引き続き支援を強めていただきたいと思います。要請しておきます。

◎依光副委員長 避難所運営訓練委託料が拡充されて 356 万 3,000 円ということで、この避難所運営の訓練は、私が危機管理部で見たときに、地元の自治会の方とか、例えば学校、集会所だったらそれを管理する方が訓練をして、いざというときに備えるということですが、これの対象者は先生ですか。

◎三浦学校安全対策課長 本来、避難所自体は市町村が管理、運営する形になります。一方で、施設をお貸しする立場にはなりますけれども、学校側でもマニュアルを事前につくっております。そのマニュアルに基づきまして、学校側の運営をすることになります。当然、こちらの訓練につきましては学校の職員だけではなくて役場の職員、あわせて地域の方々と連携をした形で考えておりますので、可能な限り地域の方にも参加していただいて訓練を実施したいと考えております。

◎依光副委員長 住民は先生方が運営してくれたら楽だろうではないですけど、役割分担をしっかりとしていないといけないというのもあるし。ただ学校の安全対策で不審者対策とか、いろいろある中で解放するのはどうかとか、昔は学校のグラウンドとかも結構子供らが使っていたのが、だんだん使えないようになってきて。そこら辺の管理のルール、南海地震になったら学校の先生ではなくて住民を中心にやるべきだと思うんですけど、訓練の場合はなかなか住民の方は日ごろ学校の管理とかには携われないですけど、その辺いかがでしょうか。

◎三浦学校安全対策課長 御説明しましたとおり、当然、学校側の運営責任はございますけれども、避難所自体が役場が率先して運営される形になりますので、役場も巻き込んだ形で訓練をする。実際に運営する上では、地域の役職の方々とか皆さんに、役場を通じてになりますけれども、お声がけをさせていただきながら地域を巻き込んだ形で実施をすることで、実際に災害が起こったときに十分に対応できるよう想定した訓練を考えております。

◎依光副委員長 最後、要請ですけど、防災キャンプもやっていて、やはり学校が、今、



集落活動センターの議論とかもありますけれど、地域の中心であると。ただ、安全対策の流れの中でなかなか学校が身近じゃないような面もあるので、ぜひ住民にとっても安心・安全で使いやすい学校という議論を深めていただきたいし、学校が拠点である子供らも地元の方からも気軽に行けるようなところも、ぜひこの防災キャンプとか訓練に含めて議論していただきたいと要請させていただきます。

◎横山委員 地域ぐるみによる学校安全の推進のスクールガード・リーダーの予算で1,300万円。これは研修費用で1,300万円ということですか。

◎三浦学校安全対策課長 スクールガード・リーダーには、活動に応じて謝金をお渡ししていますので、県からは市町村に補助金という形でお渡しをしております。

◎桑名委員長 教育の森造成事業ですけれど、これは維持管理で毎年五、六千万円かかっています。これは昭和40年代に子供たちに山に親しんでもらうとか、自然の大切さというんですけれど、これを活用している学校は今ないとも聞いているんですけれども、今の実態はどうなっていますか。

◎三浦学校安全対策課長 委員長の御指摘のとおり、平成19年度を最後としまして、教育の場体験学習が終了しています。理由としましては、木自体が非常に成長しまして、生徒が入って作業する森ではなくなっている状況です。

◎桑名委員長 ただ、平成19年に役割が終わって、これから維持管理が毎年のように五、六千万円かかるのはどう考えますか。この森は今後どうなるんですか。

◎三浦学校安全対策課長 随時、植林をしまして50年ほど経過した後には伐採を始める計画です。平成30年度ぐらいから、主な伐採が始まるものと今見込んでいます。そこは、管理をお願いしております森林整備公社と話をしながらになりますけれども、販売方法としましては現状で購入される事業者を公募する形になりますので、買い手がまずつくかどうかになります。今の木の売価を考えますと、恐らくはこれまでの投資金額に見合った売り上げにはならないだろうと予想されますので、一方で、これまでの運営につきましては、公庫等の借入金で賄っておりましたので、そちらの償却が主な費用負担となっています。ですので、仮に赤字になった場合でも、主伐という形で木を切った場合には繰り上げ償還が可能となりますので、全体としては費用負担が下がるのではないのかと今、試算をしています。

◎桑名委員長 平成30年ということは、あと2年ですよね。急に公募をかけてもそうはないと思うんで、今のうちから対策を練って行ってください。これも毎年置いているだけで五、六千万円お金がかかっているということは。

◎三浦学校安全対策課長 現在の費用の主なものは借入れに対する償還になります。

◎桑名委員長 この五、六千万円の内訳は維持管理プラス償還が多いわけですか。

◎三浦学校安全対策課長 ほとんどが償還です。

◎桑名委員長 わかりました。よろしいですか。

(な し)

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈幼保支援課〉

◎桑名委員長 それでは、次に、幼保支援課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 それでは、一旦ここで休憩にしたいと思います。

再開時刻は午後1時半といたします。質疑は午後から行います。

(昼食のため休憩 11時38分～13時28分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、幼保支援課の質疑を行います。

◎横山委員 親育ち支援推進事業について聞きたいんですけど、保育園とか市町村によって、熱心なところとかそこまで手が回ってないとか、温度差はあるんですか。

◎溝渕幼保支援課長 保育園・幼稚園によっては、こういった親育ちの研修を実施して呼んでいただけたところもありますし、全く研修等にも呼んでいただけないところもあります。また、保育者の研修も行っているんですけども、出席の非常にいいところと悪いところと、そういった温度差がございます。

◎横山委員 今、虐待とか、ネグレクト、子供を授かったけれども、不幸にしてそういうことが起きている事例をよくニュースとかで見ますし、何ととっても就学前の教育がすごい大事だとおっしゃられたんで、この親育ち支援推進事業は本当に本県にとって大変重要な施策だと思うんで、ぜひ遂行をよろしくお願いします。要望です。

◎上田(貢)委員 幼稚園・保育園の防災教育についてお伺いしたいと思います、民間保育園の施設に対する防災対策補助金というのが、国が2分の1、県4分の1、市町村4分の1で年間15万円あるはずですが、これは活用されているか。意外と知らない方もいらっしゃるんですが、その辺の周知はどれぐらいできているのか状況をお聞かせいただけますか。

◎溝渕幼保支援課長 防災の補助金について、運営費の中にたしか含まれていたと思います。きちんとした数字を出しておりませんので、改めて御報告したいと思います。

◎上田(貢)委員 というのも、今の幼稚園・保育園に対する防災教育、説明にありましたけど年に3回ですか。去年もやられているということですけども、子供たちが3回でいざというときにどれぐらい言うことを聞くか。なかなか難しいと思うんです。例えば、その補助金で幼児向けの防災教育の啓発DVDは結構効果的じゃないかと思うんですけれ

ども、どうでしょうか。

◎溝渕幼保支援課長 防災教育のDVDもそうですけれども、平成25年度に紙芝居を作成しまして、それを活用していただくようお願いをしております。それと、地震対策は年3回ですけれども、月に1回避難訓練をするようにしております。主に火災の避難訓練になっておるんですけれども、そういったところで子供たちへの周知は保育者の皆さん方にさせていただくようにしております。

もう一つ、災害防止マニュアルをそれぞれの園につくっていただいて、その見直し、点検を毎年私どものほうでやるようにしております。そういったところを通じて、4月当初はなかなか子供も防災訓練等で体が動いてないことがありますけれども、1年たつと見違えるようにきちんと皆さんと一緒に行動できるようになるというお話も聞いております。そういったところを通じて防災教育を進めていきたいと思っております。

◎米田委員 多子世帯への経済的支援で360万円未満の人が、どうなると言ったか。

◎溝渕幼保支援課長 国の施策で年収360万円未満世帯の第2子について半額になります。第3子が無料になります。今までは同時入所という要件がついていたんですけれども、これが撤廃されます。それと、ひとり親世帯につきましては、第1子から半額、第2子から無料になります。

◎米田委員 高知県でどれぐらいの子供というか親が対象になりますか。

◎溝渕幼保支援課長 予算額にありますのは県の予算でして、県単独の多子世帯の減免の予算です。県は所得制限なしで第3子以降3歳未満を無料にして、その2分の1が県費負担です。国は公定価格と。精算のときにそのところを全部含めて精算になりますので、こちらには出てきません。

◎米田委員 そしたら、国の制度で対象になる子供の数は、県として推計できていないか。

◎溝渕幼保支援課長 それは推計をしておりません。

◎米田委員 ぜひ、一定改善もされているわけで、多分収入じゃなくて所得でいくと思うんで、支援できる数が広がるという感じもするんですけれど、行政としてもその実態はやはりつかまないとはいけませんよね。どれぐらい支援がいくか。今後そういう作業をぜひしていただきたいと思います。

それと、去年、議会で質問したときに、待機児童が、去年の4月当初は県全体で五十何人か四十何人でしたよね。ただ、その後、子供が生まれたりとかいろいろで、3月の例えば高知市議会では二百数十人の待機児童と言われてるんです。ですから、一番多いときには高知県の場合どうなっていますか。

◎溝渕幼保支援課長 委員のおっしゃいますとおり、平成27年4月1日は47人でした。私どもが調べておりますのが10月と、それから1月にも県独自で調べておまして、1月の待機児童、ただいま集計中ですが大体280名ほど、うち高知市は250名ほどになってお

ります。やはり、育休明けとか、一定落ちついているので求職活動を始めようとか、そういった方たちが入れられることが多くなりますので申請も多くなりますし、また途中入所になりますと人もそれから雇わなければなりませんので、途中から保育士を雇うというところがなかなか難しく、待機児童はやはり年度末になりますとふえてまいります。

◎米田委員 そしたら、ことしの4月1日はどうですか、待機児童。

◎溝渕幼保支援課長 4月1日はまだ市町村から集計が上がっておりませんので、はっきりした数字がただいま手元にございませぬ。

◎米田委員 1月1日で270人ぐらいおいでの方が、1月中ごろに大体申し込みしますよね。年度途中でそれぐらいに膨らんだ待機児童は、新しい年度、4月1日というと大体解消されるんですか。

◎溝渕幼保支援課長 年齢が上がりますと、それまでの5歳児も卒園しますので、そういった形で順番に上がりますと、比較的職員の確保もできやすくなります。4月当初から1年間の職員の確保は比較的募集をかけてもおります。ただ年度途中になりますと半年とか3カ月とかになり、保育士の募集をかけてもなかなか来ないというところはあります。去年も平成27年1月に3桁の待機児童が47名という結果になっておりますので、4月現在は減っていると思います。

◎米田委員 ただ、待機児童の多数はゼロ歳から2歳ぐらいまでですよ。だから、5歳児が退園・卒園してもなかなか実際は厳しいんじゃないかという感じを持っているんです。そうではないですか。

◎溝渕幼保支援課長 4月当初ですと、2歳のお子さんは3歳、1歳のお子さんは2歳になり、保育園の基準も若干変わってきます。そういった点では、4月当初の待機児童は若干解消されます。

◎米田委員 最後に。議会でもいろいろ質問がありましたけれど、保育士の人材確保ということで、高知市なんかも公立の保育園で何と6割が非正規、臨時です。正規職員が4割しかいない。しかも給料も低いということで、決定的に不足している実態があるので、県としてもいろいろ努力はされているんですけど、処遇改善もしないといけない。そういうことを、県として重要要望で国に意見を提言しているとか、そういう活動はやられていますよね。状況は。

◎溝渕幼保支援課長 保育士不足につきましては、本当に深刻な課題だと思っておりますので、そういったところは提言でも上げさせていただいております。

それと、全部の市町村を毎年訪問しているんですけども、そのときに、正規の職員で募集をしていただきたい、採用の人数をふやしていただきたいというお願いをしております。

◎三石委員 これは地域福祉部とも関係する話ですけど。今に始まったことでなくて、

戦後どんどん時が過ぎて、子供がどういう立場に置かれているか。最近、特にいろんな問題が起きているじゃないですか。親が子供を虐待して、湯をかけたり、プラスチックの中に入れて、それでしつける。数え切れないぐらいそんなことがありますね。大人がそういうことをする。逆もある。本当に考えられないような事件が、戦後たくさん起こってきているわけです。そんな中で、お昼休みにテレビを見ていたんですけども、待機児童がたくさんいますね。特に東京都、千葉県、都市では深刻だということで、1つでも保育園が欲しいということで、保育園を建てる申請をしたところが住民がうるさいからだめだと。実際、直接話を聞いてない、テレビで聞くぐらいですけども、反対してそれは頓挫をしてしまう。それとか、都会では子供たちが騒ぐのがうるさいからということで、保育園にフェンスを張ってピアノも弾けない。だから、ピアノでない楽器に変えたとか。信じられない状況です。以前はそうでなかったと思うんです。時代が進めば進むほどこういうことになってきたわけですけども。私なんかは保育園に行っていないです。なかった。そんな中で育ってきているわけですけども、田舎で友達同士で遊んだり、じいさんばあさんに連れられて山に行ったり田んぼに行ったり、そういうところで生活をして、それでもその集落はにぎやかだったです。そういう状況と全く違う状況になってしまっていて、これじゃいかんということで、国にしても県にしても、この予算体系を見てもわかるように、さまざまな施策が打たれています。以前に比べたら本当に心配りというか、よく要点をついた予算をつけてくれている。就学前の支援の充実とか、子供たちの教育・保育の充実とか、安全・安心とか、さまざまな予算をつけてもらっていますけれど、要はこの施策が、小中学校もそうですけれども、市町村です。どう浸透させて、真剣に取り組んでもらえるか。実際の話、ここにかかっていると思うんです。市町村、それと親、家庭。そこらあたりはどう考えておられますか。

◎溝渕幼保支援課長 委員のおっしゃるとおりだと思います。非常に子供の数が少なくなったということはあるんですけども、子供とのかかわりが少なくなったというところで、今さまざまな問題が起きていると思います。私どもはそういった実態も踏まえて、保護者にもできるだけ子供とのかかわりを持っていただこうと、先ほど申しました親育ち支援というところで、保育所、幼稚園等お伺いをして保護者に対して研修等も行っております。ただ、課題になっているのは、その研修にも出てくださらない保護者が多いということで、そういった方には保育所からできるだけお声をかけていただくように思っております。

それともう一つ、親育ち支援については今度範囲を広げまして、地域に呼んでいただいた場合にもお伺いをしてお話をするように広げております。そういったところで保護者と地域の方に対して子育て支援にもう少し目を向けていただくようにこれからも努めてまいりたいと思っています。

市町村に対しましては、先ほども申しましたけれども、毎年、職員が市町村一つ一つを

訪問して、子育て支援の充実と、今の課題と対応というところをお話させていただいております。幼保支援課としましては、5年、6年ぐらいになるんですけども、こういった取り組みをずっと続けて、市町村にも御理解をいただくようお願いをしたいと思っております。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈小中学校課〉

◎桑名委員長 次に、小中学校課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎金岡委員 まず、教員についてですが、郡部ではかつて先生方の泊まる住宅が少ないということで地元にはいられないという話がありまして、教員住宅を整備しました。ところが、誰も入らずに全員が市内から通ってくると。御家庭のある人はそれなりの事情もあるかもしれませんが、独身の先生方も高知市内から通っておる。こういう状況が続いております。そこら辺はどのようにお考えなのか。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに道路事情の発達等によって高知市、御自身の住宅から通われている先生は多いと認識しております。ただ、我々としましても、特に若い先生方には地域と一体となった教育を進めていただきたいということで、特に採用された方にはぜひ住んでいただきたいといったお話もしているところです。ただ、どうしてもふえてはいない状況があると認識しております。

◎金岡委員 一方で、先生方は仕事がふえて忙しいと言いながら通っておる。私は理解に苦しむところがあるんですが、そういうところは、どうお考えなのか、もう一回言ってください。

◎長岡参事兼小中学校課長 我々としては地域と連携を組んで教育をしていただきたいという考えは当然持っております。今おっしゃっていただいたように、教員の多忙化は言われているところです。そのためにも、地域の方々と手を結んで教育をやっていただくことが必要であろうと考えているところで、その地域に入り込んでくださいというお話はこれからもしていきたいと思っております。

◎金岡委員 次に、これだけの事業をやって、また手厚い予算もつけていただいてやられておる中で、御存じのように公設の学習塾があちこちでできる。どうも、それぞれの地域の方々が満足されてないと受けとめられるんですが、どのようにお考えでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 例えば学力の問題を特にとって見た場合に、本県の中学校の学力が非常に伸び悩んでいる、厳しい状況にある。そういうところで、保護者の方々が学校だけでは足りないと思われるところはまだあるかもわかりません。そういう意味で我々としても、このような施策を組んで、特に中学校の学力をしっかりと定着させていこう

と取り組んでおるところです。

◎**金岡委員** その問題ですが、学力テストの結果、小学校は全国平均以上という形で若干上向きの状態にある中で、中学校は依然として低迷しておると。去年とかおとし始まったわけじゃないです。もう何年にもなりますので、そこら辺の要因の分析はできていますか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 中学校につきましては、確かに全国調査でいいますと、国語で平均から2.7ポイントマイナス、数学で5ポイントのマイナスです。ただ、平成19年度からいうと、それぞれ3ポイントから4ポイントほど伸ばしてきているところです。でも、まだまだ厳しい。この状況について今考えておるのは、教員個々の力量を伸ばすことも当然必要ですけれども、教員がチームを組んで組織的に対応していく、あるいは自分たちの授業力を伸ばしていく、そういうことをしないと個々の教員だけの責任にしてしまっただけでは厳しいだろうということで、本年度からチーム学校の取り組みを特に中学校においては導入して、組織的に指導力、授業改善を進めていこうとしておるところです。

◎**金岡委員** なぜ、こういうことを申し上げるかということ、学力をつける技術的なこととかいろいろなことについてはまだ余りよくわからないんですが、単純にスポーツ・クラブ活動について言えば、指導者がかわると劇的に変わるんです。いい指導者が来られるとどんなクラブでもそうです。それは何年もかかりません。ところが、勉強についてはなかなか変わらない。何かそこら辺にヒントがあるんじゃないかという気がします。そういう背景があるからこそ、公的な学習塾が要望されるとか、そういうこともあるんじゃないでしょうか。そこら辺はどう考えていますか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** やはり、おっしゃっていただいたように、教員の授業力がよく言ったら、これ指導力です。部活動でいう、コーチであったり監督の指導力を伸ばしていかないといけない。教員の指導力を伸ばしていかないといけないと考えているところです。これを今までは教員の個々に任していた部分があったんじゃないか。そうではなくて、一つの教科の組織あるいは学校の組織で高め合おう。お互いが授業を見合って、その指導力ではだめだろう、その授業ではだめだろうといった討論をしながら授業力を高めていきたいと考えております。

◎**金岡委員** 忙しいということで、今おっしゃられておる指導力やそういうものをなかなか高めることはできないという話も先生方から聞いております。とにかく返ってくる答えは全部忙しい。それほど忙しく頑張って学力は上がらないんだったら、それはちょっとおかしいんじゃないでしょうか。忙しさの原因は何なのか。私の子供のころの先生方はスーパーマンのごとくやっていました。忙しいと言っていませんでした。忙しくやれというわけじゃないですよ。教科も教える小学校では、あるいは硬筆とか、あるいは書道も教える、そろばんも教える。一人の先生でやっていました。それに比べると、それほど忙しいとは

思わないんですが。その中で、教科の指導力がなかなか上がらないのは、非常に不思議な感じはするんです。そこら辺、先生方の忙しさと、その忙しいことが子供たちへの指導力につながるんでしたらいいですけど、全くつながってないような気がするんです。そこら辺どんなにお考えですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 教職員の多忙化はいろいろ調査をしたこともございます。その中で、一番言われるのが、国とか県から来る調査物の多さがあります。そして2つ目には、保護者対応。地域の方というよりは保護者への対応、クレームが来ること、それから生徒指導上の問題への対応。こういったことがあって忙しいと言われるお話は聞いております。そういう意味で、調査物の整理等は我々がしなければならないと考えております。あわせて、特に保護者等への対応ということではいいますと、そこは地域の方々の力もお借りしないとイケない。そういう意味でも、地域の方と連携して密着して、地域の方も含んだチーム学校として対応していくことが必要になってくるだろうと。そういう意味でも、ぜひ地域に入り込んでやっていきたいと思いますという話はしているところです。

◎金岡委員 今言われましたように、調査報告について私も聞いております。極めてそれが多忙な原因でもあると聞いておりますので、全部必要がないとは言いませんけれども、必要があるからやってるかもしれないけれども、余りその効果が子供たちに教えるという本来の目的からかけ離れてるんじゃないかという気がします。きちんと整理していかなければならないと思いますが、どうでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに今おっしゃっていただいたように、調査物については似たような調査が来たりする、国から来るものと県から来るものと、そういったことがありますので、そこは精査して、我々が努力していかなければならないと考えております。

◎金岡委員 最後に1点だけ。私自身の経験ですが、地域ぐるみ教育というのをやってみました。その中でキャンプをやりました。そうすると、まず刃物が使えない。火も使えない。大学へ入ってモンキーレンチの使い方がわからない。そんな状況が続いています。田舎の子供たちでも普通の日常生活のことがほとんど何もできません。非常に危惧をしております。何らかの形で教えていかなければならないことがあると思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 そこは体験をふやさないといけないとは思いますが、ただ、学校の中で、教員対子供だけでやる、あるいは教員の手が足りない、忙しいとかという話があって、けがの心配があるものを使わせないといったことがあるかも知れません。ただ、基本的には体験活動等を多く実施していかなければならない。そのためには、例えば地域のそういうことになれている方にゲストティーチャーとして来ていただくとかも必要ですし、キャンプなんかには大学生にボランティアで来ていただいて一緒にやっていく。そういう組織を、専門家も含めて学校の中に入れていかなければいけないだろうと思います。



◎**金岡委員** ぜひとも答弁いただいたことをやってください。

◎**横山委員** いの町の本川中学校は山村留学生制度をとってしまして、また、県教育委員会の協力によりまして、加配が2人、宿舍長、寮の寮長として来ていただいて、実際行って生徒とかと話したら、登校拒否になったとかいじめがあったという子供たちが、本当に目が輝いて毎日が楽しいと。学力向上はまず第一義の問題ではあるんですけども、こういうところも本当に光を当てていってしかるべきところだと思うんです。中山間の学校は、本当に地域の拠点として重要な位置も占めていますし、これからそういう心の教育というか、本人の意思ではないにせよ、途中で学校に通えなくなった子供たちの受け皿というすばらしい側面があると思うので、中山間の学校に、これからも変わらぬ御協力をよろしくお願いします。要望です。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 尾崎知事も、中山間の文化の拠点として学校がある、単純に数値的な問題ではなくて、中山間対策をしっかりとやっていかなければならないと言っております。どんな小さな学校であっても、そこにお伺いしてその実態を聞きながら、充実していく手だては打っていきたいと思います。

◎**池脇委員** 金岡委員からお話があったのは、端的に言えば、中学校は基本的に教科が専門性になっていますので、中学校の学力が伸びないのは、その専門性の実力がどうなんだということに行き着いてしまうんじゃないか。だから、その専門性を磨くための先生の学習、研究時間はどれぐらいとられているのか。ここだと思うんです。県教育委員会として、他県の中学校の先生方の各教科の指導レベルと本県の中学校の先生の指導レベルにどれぐらいの差があって何が違っているか。自分の専門性を深めるための時間をどれだけ使っているか客観的な調査も必要ではないかなと。そういう時間をしっかり持てば授業も工夫ができるでしょうし、漫然と同じノートを同じように使ってやっている。今までは学年別でやっている、今回からは縦軸を立ててやろうということですから、そういうマンネリ的な授業形態がずっと容認をされてきたのではないかと感じるんです。その点はいかがですか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 例えば、福井県と高知県の中学校の教員の勉強の違いということで、今回導入しようと考えている教科会が福井県では毎週1時間は設定されている。その中で、授業はどうつくっていったらいいのか。あるいは、全国学力調査の結果が出た。子供たちはここが解けていない。じゃあ解けるためにはどうやっていかなければならないのかといった話し合いをして、それをもとにみんなが勉強するといったことがなされていると聞いてきました。高知県の場合どうかというと、各教科の教員が集まって授業力の向上について勉強をしている時間は非常に少ない。そういう意味では、授業力はまだまだ他県と比較して、特に福井県と比較して低いのではないかと考えております。

◎**池脇委員** なぜ少ないのか、その理由はどう考えていますか。

◎**長岡参事兼小中学校課長** 特に、これは組織の問題として、互いに切磋琢磨していく組

織形態になっていなかった。高知県の場合は学年団。これはこれで生徒指導上の問題等に対応するためには非常にいい組織だとは思いますが。ただ、教科の指導力を伸ばしていくという点では、各学年団には各教科1人しかおりませんので、教科のことについて話し合う場面、機会が少なかったんじゃないかと考えております。

◎池脇委員 それだけじゃないんじゃないかと思うんです。大体、基本的にタテヨコの問題は全国で一律同じです。中学校も義務教育ですから。今回、高知県はそれにメスを入れようという挑戦をするわけですね、教科の。忙しいということで自分の専門性を深めたりする時間がとれないことが、レベルの高い授業ができないという悪循環になってるんじゃないか。先生方は、いい子は全部私立に行っちゃうからと言いつけている部分があるのではないかと。先ほど金岡委員が言ったみたいに、スポーツに例えたならば、指導者が変われば子供はがらっと変わってすぐ成長するということです。授業にしたっていい教え方ができる先生が授業すれば、その子供たちの能力がそこから開発されてくるということだと思うんです。そういう授業ができていない。そこは先生方が自分の専門性をいかに磨くかという時間を十分取り入れていない。先生個人の意欲とか意識の問題もあるでしょう。もしそうであれば、その意欲、意識をしっかり持ってもらうなくちゃいけませんし、本当に多忙で時間がとれないのであれば、とれるような学校現場の配慮をしなくちゃならない。ここはもう少ししっかり詰める必要があると思うんですけれども、いかがですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 多忙の面については、我々ももっと研究しないといけないと思います。あわせて、学校の組織として勉強の時間をどういうふうにとれるんだといったところを、今回はこの9校でまずはやって、そこでこの方法でしっかり勉強ができるとなれば、それを広げていかなければいけないと考えておるところです。

◎池脇委員 こういう例は、学校を指定してモデルをつくって、それを見習ってということではないと思うんです。それぞれ先生方が自分の専門性をしっかりやっつけていこうという使命感の問題だと思うんです。その意識が学校の中でしっかり話し合われていけば自己研さんをするわけです。そういう意味でのチーム学校ができてくれば、あの教科の先生もあれだけ頑張っているんだからうちもやらないといけないと、刺激のし合いだと思うんです。そういう空気、緊張感が現場に余らないから、そこそこの授業で終わらせているのではないかと。それが、子供たちの学力の向上にもつながってないのではないかとこの感じも受けるわけです。これからチーム学校をつくる上で先生方がそういう緊張感を持っていただけの組織をつくっていく。そうすれば、相対的に県下の学校、中学校での授業も変わってくるのではないかと。そういうのを前提としたモデル校にすべきではないかと思っておりますけれども、どうでしょうか。

◎長岡参事兼小中学校課長 当然それぞれの教員がこのままではいけないという緊張感を持って、みずからを高めてもらわなければならない。そこがまず、1丁目1番地だと考え

ております。そのために、我々も直接学校訪問をしたり、学校経営アドバイザー等が学校を訪問して、校長と話したり、実際に教職員と話したり、そこはこれからも続けていきたいと思っております。

◎三石委員 地域、家庭、学校、それぞれが目いっぱい一生懸命やって初めて相乗効果があられて、素晴らしい子ができる。これは昔から言われることです。家庭が学校の教育が悪いとか、逆に学校はあそこの家庭が悪いとか、しつけが悪いということじゃなくて、それぞれが目いっぱい、地域は地域、家庭は家庭、学校は学校で、きちんと子供たちを育てていくという思いが大事だけれども、それが崩れているわけです。戦後、年代がたつにつれて全て学校。そうしたら家庭は何をしているんだ、地域は。家庭、地域、学校はそれぞれの役割分担を持って一生懸命やる。その施策を県がいろいろ打ってくれているわけで、そこらあたりは家庭、地域もよく考えないといけない。実際、保育園がしつけるんですか。そんなものは家庭でしょう。保育園でもろくすっぽやれていない、そのまま小学校に来るでしょう、1年生に入った時点でこんなに差があるんです。学習においても、ふだんの日常生活においても。先生方はそんな中でやっているんです。実際、先生方も大変です。だから50名近くも精神的に参って休む先生方がふえるわけです。

それはそれで、組織のチーム学校とかタテ持ちとか、最近特に言われだしたけれども、以前は特に高知市なんかはそういうことを言われなかった。組織力の強化とかチーム化ということは学校経営で言われなかったんです。それとかタテ持ちということも言われてないです。いろいろな問題が出てきてこれじゃいけないと先進県を見に行ったら。それが福井県ですよ。本県からも研修に行ってもらおう。そして今回、福井県から2名ですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 来ていただくのは2名です。

◎三石委員 本県に来て、アドバイスをしていただくということで予算も組まれていますけれども、そこらあたりもう少し具体的に話せますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 特にタテ持ちを実施する学校については、福井県で校長を務めて、その前には県教育委員会で指導主事等を行った経験のある方においていただいて、高知県の教科会の持ち方、あるいは校長の指導の仕方を直接、御指導いただくようにしております。なお、お二人ともに最低月に1回はこちらに来ていただく。おいでいただいたら9校全部回っていただきますので、2泊とか3泊とかしながら御指導をいただくようにしております。

◎三石委員 勉強だけでなくスポーツ、その他全てにおいて素晴らしいものを見て研究して、それに近づくことは大事なことです。しかし、それぞれ例えばこのタテ持ちでいったら、各県によって事情が違うわけです。保育園のころから小学校、家庭の環境、状況、地域性は福井県と違うわけです。そういうことも十分踏まえて9校で研究をして福井県に近づくということでやられると思うわけですけれども、いいところ悪いところを十分研究

した上でやらないと、平成 29 年から平成 30 年ぐらいには 30 校程度、ほぼ県下全部こういう形でやるという目標を立ててはいますが、福井県はうまいことしているわけですから、それに近づくことはいいですけども、横もできないものが縦やってできるわけない。基本ができてないから縦をやるという考え方もあるけれど、何でもかんでも飛びついて 30 校にやらせることをしないように。十分研究をした上でやらないと現場が混乱します。いかがですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 福井県と高知県は文化も地域性も違っております。そういう意味で、福井県のやり方をそのまま高知県に当てはめようというつもりはございません。高知県の今までの歴史がありますし、高知県の特徴もございます。そういう意味で、特に高知県の子供たちに効果がある方法を研究して、そういう組織をつくっていきたくて考えております。

◎三石委員 それと、道徳教育の改革プランですが、道徳という時間はありました。あったけれども、本当に学習計画に従って、導入から展開、それと結果。そういう学習指導案に沿った教育が現場でなされていたか。

◎長岡参事兼小中学校課長 確かに、以前は道徳の時間できちんと読み物教材を使って徳目をみんなで考えてきたかという、そうではなかった時代もありました。ただ、近年においては計画的に実施されている学校は多くなってきていると思います。あわせて、今度の道徳科となれば、特別の教科になってまいりますので、これをしないということがあつては学習指導要領の違反になってきます。そういう意味で、かなり綿密にやっていきたいし、やっていかなければならないと思っております。

◎三石委員 御存じのように、戦前、修身というのがあつて、戦後、物すごく反省というような形で修身という言葉も全くなり、道徳教育という言葉すら使わない時期が長い間あつたんです。道徳教育だったら修身の復活だということ。これじゃいけないということで、道徳を教えたら軍国主義化すると、そういうものじゃないということが国民、県民に理解されて、人間性、心豊かな子供を育て大人になってもらわないといけないということで、こういう施策が出てきているわけです。そんな中で 30 ページのアンケートを見ただけですけども、数字だけで判断させてもらうと、「地域や社会をよくするために何をすべきであるか考えることがある」と気づかされているわけです。ふえてきていますよね。これはどう分析をされていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 道徳の時間において、地域のことを考えるとといったことがふえてきているのは確かです。あわせて、特に道徳の時間なんかには地域のゲストティーチャーを招いてお話をさせていただくとか、地域のよさについて再発見するとか、そういう体験的な道徳の時間の持ち方も工夫されてきて、全体的に上がってきていると考えております。

◎三石委員 そんな中で、時代が進めば進むほど道徳心がなくなっているわけです。

小さい子供たちの声ができる、周りから声がうるさいと言われる時代になってきてしまった。委員長とお話しする中で、剣道の道場の声がうるさいからと高知市内でも道場を閉じるところがある、このような時代になってきているんです。人から声をかけられたら誘拐される。名前もどこも教えたらいけないとか、そんな時代になってきているので。そういうことではないんだと、こんなことも含めて道徳教育は、これからますます大事だと思うんです。そんな中で、平成 25 年に家庭版の道徳教育ハンドブック、これは文部科学省の予算でつくられて非常に評判がいいけれども、どのような活用状況にあるのか、それプラス今後これのパート 2 ができる予定があるという話も聞くんだけど、どういう状況になっていますか。

◎長岡参事兼小中学校課長 高知の道徳につきましては各御家庭でも活用いただいていると聞いております。調査によりますと 100%の活用率ですけれども、道徳の時間に実施することがあったり、御家庭へ持って帰って親御さんとこれについて話をしたりといった活用が積極的にされていると報告では上がってきております。あわせて、これにつきましては今年度 1 年間かけて次のバージョンのものを考えて、来年度にはできれば改訂をしたいと考えておるところです。ちなみに、その中には高知県の偉人の話、あるいは文化の話といったものも取り込んで新たなものをつくっていきたいと考えております。

◎三石委員 最後に、国際化ということで小学校から英語英語と今やっていますね。これから、本当に国際化されていきます。大事なことです。同時に、国際化されればされるほど、自国の歴史・伝統・文化、よさ。そういうものをかちっと幼いときから教えてやらないと。そんなものは子供に自習せよ自習せよと言ってもいけないですよ。教えるところは教える。そういうことも大事です。これからどんどん国際化が進んでいくでしょう。私らが生まれ育ったときみたいにはいけません。全てが便利になって世界が近くなって、世界のニュースもすぐわかる。そういう時代になればなるほど、きちんと学校でやれることは学校でやっていただきたい。もちろん家庭、地域でもやってもらいたいけれど。

◎池脇委員 道徳の話が出たのでお聞きしたいんですが。道徳からイメージされるものが非常に教訓的なものとか、そういう内容のものを教訓的に教えていって道徳心が育つという教育方法は、もう時代おくれになってきている。世界の道徳教育の考え方になってきていると思うんです。要は子供たちの良心をどう育てていくのか、そしていじめとか、そうした課題に現実的に対応しなくてはならなくなったときに、いつでも被害者にもなるし、また加害者にもなる。しかしそういう中で、その友の苦しみを共有できて、しかも勇気を持って例えば発言できたり助けてあげたり行動できたりする。そういう行動を伴うような良心をどう育てていくのかがある意味健全な道徳心の育成ということで、今かなり研究はされていますね。そういうのを育てる授業を道徳教育の中でもしっかり研究されて、質の高い授業をぜひ展開していただきたいと思います。要請しておきます。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

〈高等学校課〉

◎桑名委員長 次に、高等学校課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎上田(貢)委員 先日、2回目の高知県立学校の校名に関する検討委員会があつて、4校から意見聴取し、最終的には夏をめどに教育委員会が校名を決めるということです。私も高知西高校でお世話になりまして、うちの母は1期生で、1期生の生徒が当時先生方と一緒に今の校歌をつくったということで、非常に思い入れも強いわけです。ただ、私も今の立場でここでいろいろ意見するのもどうかと思いますので。

1点だけ申し上げたいのが、先ほどもありましたように、広くパブリックコメントで意見を聴取ということですが、県外から随分問い合わせが学校にあるようです。そういった意味でも広くホームページを通して県外からもいろんな意見を集めてみることを提案したいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 前回いただきました御意見をもとに、次回、検討委員による会議の中で決め方を決めていく流れになっておりますので、今いただきました御意見も参考にさせていただきながら、委員にお伝えしたいと思っております。

◎米田委員 第5回の検討委員会は、校名候補は複数ではなくて、一つ決定するという事ですね。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 数が幾つかということも含め、検討委員会の中で検討していくことになっております。一つに絞ることまで、検討委員会で決定していただくのは重責になるのではないかと。特に数は決めずにこの中でそれも含めて検討していく予定です。

◎米田委員 以前、再編計画案のときに私も総務委員会で、「事実上、統廃合ではないか」と言ったけれど、「そうではありません」と教育委員会は言われて、新しい学校をつくることになって再編計画になったわけですが、それぞれ卒業生も現在の生徒もいろんな思いはあるんですけど、新しい学校にふさわしい名前の検討をぜひしていくべきではないか。新しい歩みをしていくことにふさわしい、そういう姿勢でぜひ教育委員会も臨んでいただきたいと思うんです。

それで、あのときに、公明党の西森委員が統合をどうするかと言ったときに、「校名と校歌はどうするんですか」という議論になりましたよね、教育長。そのときに、それは再編計画が決まってから後に県民合意を得て決めていくということで、問題点が先送りになったんです。今、教育委員会も生徒、卒業生の皆さんも大変御苦労されているわけですが、新しい学校になりますから、本当にそれにふさわしい検討と候補を決定していただ

きたいという要請です。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 御意見として、第2回で、今、米田委員がおっしゃる主張を高知南中学校・高等学校の方々がされておりました。一方、高知西高校の方々からは、今ある高知西高校のブランドを生かした上に新しい学校を円滑に進めるべきではないかという御意見でした。それから、委員には第1回で私どもがバカロレアも含めた学校の教育内容の御説明をしております。そういったことを踏まえて、今後、委員に検討していただくことになっております。

◎三石委員 統合決定のスケジュールですよね。私もいろいろ思うところがあって、今まで話もさせてもらったし、この段に至ってはこのスケジュールで公平な立場で決めてもらうしかないと納得しています。というのは、高知西高校の卒業生からしてみれば物すごくわかる。同じように、高知南中学校・高等学校も同じです。両方から話を聞くんです。要望を受けてきました。そんな中でこの案を見たときにこれはやむを得ない、このスケジュールでやっていただきたいという結論に達しています。

18歳で選挙権が認められますけれども、それについての対応はどう考えられていますか。

◎高岸高等学校課長 18歳選挙権に関する課題等につきましては、本年度につきましては、各県立学校で年間指導計画を作成して、教育活動全般の中で実施していく予定です。また、研究指定校等を含めまして、今後、授業の取り組み等を検討していく予定になっております。

◎三石委員 それと、各高等学校、新聞を使って授業をやっているところがたくさんありますよね。新聞の使い方、何社ぐらいの新聞を、学校によって違うと思うけれども、高知新聞とか朝日新聞とか産経新聞とかありますよね、どういう形になっていますか。

◎高岸高等学校課長 それは選挙権に関してではなくて。

◎三石委員 含めて。社説なり何なりいろいろ考え方が違う。新聞社によって若干違うスタンスがあるでしょう。

◎高岸高等学校課長 N I E、いわゆる新聞を使った教育につきましては、各学校によって何社を使っているか違いがあるんですけども、複数を使いながらいろんな形で新聞を教育に生かす取り組みをしておるところです。

◎三石委員 ぜひ、1社だけでなく、複数の新聞をとって授業に役立ててもらいたいと思います。1社に限ったらどうしても1社だけの考えになるでしょう。いろいろな見方、考え方あるわけで、多く新聞とっていただいて、それを教材に使ってやっていただいたらと思うんですけど、要請です。

◎高岸高等学校課長 新聞を使った教育を含めまして、18歳選挙権に関する問題につきましても、三石委員が御指摘のように、複数の教材等を用いて偏ることがないよう公正中立の立場で臨んでいきたいと考えております。

◎米田委員 基本的には、主権者教育ですから、学校の先生が自信を持ってやれる状況をつくらないといけないと思うんです。子供たちが「学校の先生の意見はどうか」と聞いたりすることもある。そうしたら「先生はこうだ」と自由に言って、「しかし、かつこういう意見もありますよ」と。一人一人の高校生が考える場をつくるのは大事ですから、1紙か2紙かとせずに、いろんな可能性を生徒たちに保障することが大事なんで、「先生、私はこう思うけど、こういう意見もありますよ」と、「皆さんがどう思いますか」ということが大事なわけです。ですから、18歳選挙権ということで、投票のやり方とか、そういうノウハウではなくて、本当に主権者として学ぶべきものを身につけられる教育行政をしていかないと、先生が中立だ中立だと、意見を言われんというのでは中立じゃないんです。「先生はこう思います、考えます」と大いに表明もしてもいいわけです。中立という言葉で逆に本来あるべき主権者教育がなかなかできにくいとか、萎縮するようではいけないので、そこは十分先生たちを信頼して大いにそういう議論をしてもらって、子供たちに考えてもらう場を大いにつくってもらいたいと思います。

◎高岸高等学校課長 教職員は、昨年10月に文部科学省から出されました通知とか、ことし1月に出されましたQ&A等を熟読しながら、米田委員がおっしゃられたように、積極的な活動に取り組めるよう萎縮することがないよう我々も支援をしていきたいと思っております。

◎米田委員 もう一つ。今、採用、就職の内定率の話もされましたけれど、突然社会に子供たちが行って労働法制、労働法規を十分知らずにブラック企業とか当たり前のような言葉が使われているわけですので、やはり勤労者教育もぜひ高校教育の中で、子供たちが社会に出ても憲法に基づく権利はきちんと主張もできるようなことをぜひやっていただきたいと思うんです。国立大学はブラックバイトということで、今、バイトの相談室をほとんどの大学は設けているわけです。今、そういう社会になっていますので、ぜひ検討していただきたいし、やっておられると思うんですけれど、充実させてほしいと思うんですけれど。

◎高岸高等学校課長 現在も、就職の多い産業系の高校で、就職が内定した生徒を集めて労働基準法の説明等については実施をしています。あわせて、委員がおっしゃられるように、これからの社会について、労働基準法だけでなく、いろんな形での就職のための支援も県教育委員会全般に取り組んでまいりたいと思っております。

◎金岡委員 嶺北高校の話ですが、ことしの中学校の嶺北高校への進学者が本山町と土佐町で約半分。大豊町と大川村はほとんど全員が高知市内へ行っています。そういう状況の中で、そしたらどうして市内へ抜けるのかという話になるんですが、一にも二にもそれは学力なんです。ここの学校に行ったんじゃないかとどうしようもないと。それは正しいか間違っているかわかりませんが、親の思いがあるということで、ほとんどの方が高知市内



の学校へ抜ける状況になってます。恐らく、ほかの郡部の学校も似たような状況ではなかろうかと思います。とりもなおさず、とにかく郡部校の学力を上げなければ、生徒の確保ができないということになるわけです。そここのところを具体的にきちんとどうやってやるのかを、お尋ねしておきたいと思います。

◎高岸高等学校課長 中山間地域の高校におきましては、県教育委員会としても今後も力を入れていきたいと考えております。例えば遠隔教育とか、インターネットツールを活用した自習教材とか、もちろん教職員の資質向上等にも引き続き取り組んでまいりたいと思っております。教員の人数が少ないから、いろんな専門的な教科の学習ができないということがないように、県教育委員会としてもバックアップをしていきたいと考えております。

◎金岡委員 一部の方の考え方では、市内の学校では勤められないと、あっさり言って飛ばされたという意識の方もるように聞きます。むしろ優秀な教員を郡部へ配置していただかなければ学力の向上はないですよ。何か劣等感を持っておるような状況を教員の皆さんとか生徒が持つようであれば、これは何ともならないので、そんなことはないと思いますけれど、今後、そういうことのないように配慮も願いたいと思うんですが、どうでしょうか。

◎高岸高等学校課長 おっしゃられるようなことがないように県教育委員会としても取り組んでまいりたいと考えております。中山間にある高校も大事な一つの高校ですので、県教育委員会として連携を組んで取り組んでまいりたいと思っております。

◎金岡委員 もう一点だけ。統合される学校は中等教育学校ではないですか。普通の一貫校ですか。

◎坂本高等学校課企画監兼再編振興室長 中等教育学校ではなくて、併設中学校高校になります。

◎横山委員 校名とか校歌とか本当に大変な議論だと改めて認識した次第ですけど、今、学校の存続というのも本当に地域を挙げてやっているわけですし、金岡委員が言われたように、地元へ進学する機運の醸成ということを、2月の予算委員会でも質問させていただきましたけれど、本当に頑張っているんです。高知追手前高校吾北分校は、十、二十人ぐらいの学校で、高知大学とか国公立大学に3名も行く。役場へも入っているということで、一生懸命頑張られていると思います。地元学校へ行って、さらにそこへ残ってくれる、地域の活力として、中心的な人材として残ってくれるような支援をよろしくお願いします。

それと、1点。小規模高校が今は県下に14校あるということなんですが、先日、小規模高校の連絡協議会が行われて、課題を共有しようとして本当にせっぱ詰まった状態で皆さんやられてると思います。これは引き続き行っていって、やはり小規模高校に共通する課題もあると思うし、みんなで知恵出し合って存続に向けて、うまく連絡協議会を活用してい

ただきたいと思います。これ要望です。

◎高岸高等学校課長 小規模高校サミットが行われたんですけど、これは小規模校の校長からの発案でして、県教育委員会としてもそういった活動を後押しをしていきたいと思っております。窪川高校とか、四万十高校とか、そういった小規模校ならではのいろんな課題を持ち寄って校長が意思疎通を行い、今後の学校運営に生かしたいという思いで、1回目が開催されたと聞いております。

◎池脇委員 先ほど金岡委員、郡部の学校の学力を上げると。大学入試に関しては、やはり英語・数学・国語の主要3科目で差がつくんです。理科と社会は上手にやれば点はぼんと上げられますけれども、この3教科についてはなかなか平均点を上げられない教科です。だから、この3教科をしっかり教えられる先生が、中山間地域の学校にしっかり配置されることが大事だと思うんですけども、今の体制はどうなっているんですか。

◎高岸高等学校課長 どうしても小規模校につきましては、英語・数学・国語の先生方も2名であったり、3名であったりと数が少ない状況はあります。しかしながら、県全体の異動計画に応じて若い教員もおりますし、年配の教員もおるというところで、学校でのOJTを初め各教科の指導力向上には努めておるところです。あわせて、先ほども申し上げましたけれども、インターネットツールを活用した現在の各校の計画は、池脇委員がおっしゃるように、英語・数学・国語が中心になっております。特に、学力幅の広い英語・数学が中心に、個々の生徒に応じて教員も一緒に勉強するという形で今年度取り組んでまいりたいと考えております。

◎池脇委員 正規職員の先生と非常勤の先生が、郡部では英語・数学・国語に厚めに来ているんじゃないかと思う。その実態はどうですか。

◎高岸高等学校課長 高等学校現場におきましては、時間講師という制度がありまして、全体の総時間数で正規職員と、それでは対応できない部分は時間講師という対応をしているところです。郡部校におきましても一部そういった学校があることは事実ですが、非常勤の講師だけでという形で取り組んでいる学校はございません。正規教員がおって非常勤の講師もいる形で取り組んでまいりたいと考えております。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

ここで、休憩といたします。時間は区切らず、皆さんがそろい次第再開します。

(休憩 15時19分～15時25分)

◎桑名委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 〈特別支援教育課〉

◎桑名委員長 次に、特別支援教育課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 高知市内で特別支援学校じゃなくて、特別支援学級のある学校ですね。小学校で何校、中学校で何校というのはわかりますか。

◎橋本特別支援教育課長 高知市の学校数はここには記載されてないんですが、学級数がわかります。全ての学校に特別支援学級があることになっております。

全ての障害種別について、特別支援学級が小学校にも。言語の学級がないですけども、知的、肢体、病弱、弱視、難聴、自閉症、情緒の学級は高知市内には設置をされております。言語については通級指導教室もありますので、そちらを活用している場合が多いかと思えます。

◎三石委員 ということは、各学校に該当する児童生徒がいるということですよ。

◎橋本特別支援教育課長 各学校に在籍があります。

◎三石委員 高知市の場合は、その判断は、保護者が教育研究所に相談し、また、学校の先生がパイプ役になって話を持って行き、いろいろ相談をした上で保護者が決めるわけですよ。保護者が「入れたくない」と言えば、それを拒否することはできないというのは認識してるんですけども、子供のためには特別支援学級でお願いしたほうがよいだらうと決まれば、特別支援学級で勉強することになるわけですけども、手厚い支援がなされていると思うんです。給与の面にしても普通の教諭とは給料もいいですよ。補助の先生方もたくさんつけられていると思うんですけども、そこらあたりはどういう状況ですか。症状によって加配をつけているでしょう。

◎橋本特別支援教育課長 数としては把握をしてないんですけども、学級担任以外に支援員という形で、高知市も雇用をされて各学校の必要なところに配置をされているとお伺いしています。

◎三石委員 それは、学校から、高知市だったら市の教育委員会を通じて、県にこういう状況だからこれだけの先生を下さいというお願いがあって、調査をした上で、県から加配をやるという形で決めるんですか。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援学級については、前年度のうちに、次年度に特別支援学級を編制したい学校から市町村教育委員会を通じて、県の教育委員会に編制計画を上げていただいて、その間にヒアリングということもあって子供の実態に応じた教育課程が編成されているかどうかというところは、県の教育委員会で判断をさせていただいて、そのやりとりがあった上で設置は市町村で決められていると思います。それに応じて教員が張られているという状態です。

◎三石委員 最終的には、県の教育委員会がいいですよという形で、市の教育委員会に言うわけですよ。

◎長岡参事兼小中学校課長 加配の配置等につきましては、主に小中学校課が実施しております。特別支援学級は例えば多くあるから、それに対して1人配置するとかということではなくて、もっとトータルに、例えば1学級当たりに7人とかたくさんいて、非常に子供たちに手をかけなければならない、そういう状況を市町村から聞いて、我々も実際に見に行っ、1人の担任では無理だというときには加配をします。あるいは、特別支援学級ではなくて、通常の学級で発達障害の子供がいて担任の先生だけではなかなか難しいといった場合には、その状況を聞いて、あるいは実際に見て配置をするといったことがございます。

◎三石委員 そういう状況を県教育委員会は、実際現場へ行くわけですか。

◎長岡参事兼小中学校課長 基本的には最初は話を聞く場面がありますけれども、緊急であるとか、途中からも加配をしてほしいと言った場合は、確実に我々が市町村と一緒に状況を見に行っ、配置ができるかどうかを検討して行っております。

◎三石委員 そういう支援を要する児童生徒には、手厚く加配なりつけるのは非常にありがたいですけれども、実際、学校で加配なり何なりが児童生徒のために機能しているのか。生徒児童の一人一人は状況が違うわけです。発達障害の子もおればいろいろ障害がある。違うから教室も1つ、2つ、3つに分けて、その子供にあった指導をする。専門がつく。これは当然そういうことが行われなくちゃならないのに、実際現場では1つの教室にまとめて、一切合財指導するという現状も実際あるんじゃないかと思うんです。現場は見たことないですけれども、そういう話があるんです。きちんと機能してるんですか。これは、高知市でいえば高知市の教育委員会が現場へ行ってきちんと機能しているのかと。また、その学校長がかちっとやれているかということもやらないといけないけれども、県は現状把握する必要はないか。

◎橋本特別支援教育課長 編制計画等でそれぞれの障害種別に応じた教育課程等を編成しまして、こういう教育をするということを資料としては出てまいります。その中で本当にこれでできるのかとか、実際に障害の子供に応じたことがやられているのかは、高知市の場合には私たちがかかわることは少し少なくなるんですけれども、それ以外の市町村については、必要があれば市町村教育委員会にも出向き、学校にも出向き、状況を把握することはあります。

◎三石委員 高知市は中核市でもありますし、けれど情報交換なんかはできるはずですよ。そういう状況があるという話も聞いていますので、委員会の後でちょっと御相談します。

◎桑名委員長 ほかに。

(な し)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

### 〈生涯学習課〉

◎桑名委員長 次に、生涯学習課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 若者の学びなおしと自立支援事業についてお聞きしたいんですけど。支援の拡充でアウトリーチ型支援の拡充ということで、こうち若者サポートステーション、これは高知市を管轄しているところだと思うんですけど、もう1個の高知市以外の高知黒潮若者サポートステーションはアウトリーチ型を行わないんですか。

◎森生涯学習課長 高知黒潮若者サポートステーションにつきましては、昨年度補正で認めていただいております、四万十市と、事務局のあります南国市にそれぞれ1名配置をさせていただいております。引き続きこれも行ってまいります。

◎金岡委員 私が、10年ぐらい地域ぐるみ教育推進協議会というところで、サバイバル合宿と通学合宿もやりましたが、やまったんです。なぜやまったかという、責任をとれない。非常に難しい問題で、教育委員会も責任をとれない。学校の先生に「一緒に参加してくれ」と言ったところ、学校の先生には全員断られました。そういうのには参加をしない。私が責任とりますということで10年やりましたが、なかなか行けなくなったので、責任をとる人がいない。ですから、自然消滅的に終わってしまったんですが。その中で、非常におもしろいと思ったのは、野外でいろいろやるわけです。4泊5日でやりましたが、親には一切会わせません。御飯は自分で作りなさいと。晩御飯が夜の12時になったこともあります。子供たちは病気になります。腹が痛くなる。熱が出る。なれますから3日目ぐらいに治ります。そういう状況で、今の子供は極めてひ弱です。火も使えない、刃物も使えない、何もできない。悲惨な状況と言っても過言じゃないと思います。ですから、どうしても必要だと思っているんですが、そういう形の中で、なかなか実施できない状況にあるところが、ここに例えば集団宿泊活動とかいろいろありますけれども、そのところはどのように考えていますか。

◎森生涯学習課長 一般の方々がさまざまな社会教育活動の中で、そういった活動をやっていただくことは承知しております。例えば学校の活動の中でも、さっきから出ております児童クラブ等々の活動も、保護者の方がそういう活動を支えたり、あるいは地域の他のNPO等々が活動したりとしております。その中で同じようなけがの問題なんかも出てきているんですが、責任問題は、どちらが責任を持ってどうするということがはっきりした道筋は立てておれなくて、そういう場でも学校とそういうことを担っていただけたところが十分話をさせていただいて、その中で何か起きた場合の責任問題等々を考えていただくしかないという現状になっております。今回、特に、3泊4日の活動につきましては、県がそれぞれの学校を通じた活動ということに今回は提案をさせていただいております。そう

いう学校の取り組みの中に位置づけられておりますので、この活動については責任云々という問題は出ておりませんが、それを外れたその他の活動については、金岡委員がおっしゃられたような課題問題は、やはり引き続きあるだろうとは認識をしております。

◎金岡委員　そこら辺なかなか難しい問題ですが、一度だけ県の広報で流しました。そしてたら、足摺から室戸までそれこそ県下からばっと来ました。そういうニーズはかなりある、親も期待をしておると。自分のところで何もできないから期待しておるといふところがあると思いますので、形はどうあれ、そういう野外での体験学習は必要であろうと思います。いろんな物の考え方の中、どこまでできるかわかりませんが、できるだけ広げていただいて、それこそ山で走り回るといふぐらいのことはやっておかないといけないんじゃないかと思います。というのは、私の経験上、そこで活動できる子供はおもしろいことに学力も優秀です。見事に比例すると思いますので、ぜひともそういう屋外、野外でいろんなフィールドでいろんな体験ができる学びの場を。先ほど申し上げました責任問題がありますのでなかなか難しいでしょうけれども、考えていただいてぜひともつくっていただきたいと思います。要望です。

◎上田（貢）委員　長期集団宿泊活動推進事業は場所はどこでやるんですか。

◎森生涯学習課長　さまざまな学校で考えていただくことになっております。今年度は4つのところでやっていただくようになっております。田野町の田野小学校と、南国市の十市小学校、津野町の連合した小学校、それから土佐清水でやられますけれども、それぞれ青少年教育施設でやっていただくので、室戸とか、幡多青少年の家なんかを使ってやっていただけるような計画に現在のところなっております。

◎上田（貢）委員　先日、室戸の青少年自然の家に行ってきましたけれど、船、スノーケリングもできますし、夜景も100万ドルの夜景だということですのでごくきれいですし、野外のいろんな炊事もできますし、稼働率も50%切っているいろいろな問題もあるようですので、ぜひそういったところをうまく工夫してあげたらいいと思います。

◎依光副委員長　学校支援地域本部事業とか、放課後子ども総合プランの関係ですけど、この中で地域と学校をつなぐというところで、コーディネーターが非常に重要な役割を果たすと思うんですが、これはどういった方がやられているのか。

◎森生涯学習課長　実際のところ、それぞれの地域の地元で活動されている方になっていただくのが一番よろしいかと思っております。そういう方がいればこそ地域と学校とのつながりがすごくできると思っているんですが、現状としては、学校の教頭先生がその役割を担ったり、あるいは行政の関係者が担ったりとかしている実態もございます。そういうところも含めて、放課後学び場人材バンク等々を使ってそういった方々の掘り起こし、育成も進めていきたいとは考えておるところです。

◎依光副委員長 言われたとおり難しいんだろうと思いますし、教頭先生が担われるということであれば、やはり異動があったり、ある意味積み重ねの中で進んでいかないといけないものだと思うので、この中で見たら学習支援員とか、教育活動サポーターとか、地元に住んでいる方になっていただくのが多分一番いいだろうと思います。やはりコーディネーターは、福祉の分野だったら、民生委員とか、結局そこが機能するかどうかですけど、なかなかコーディネーターがどこまで学校に入っていかかわからない。その地域の人をお願いしたらわからない。だから、ここら辺のコーディネーターをどう位置づけるか、その地域が例えばある方をコーディネーターというのであれば、学校側が認定していますじゃないけれど、しっかりいろいろと伝えていただいて、何であの人がこういう活動しているかという位置づけを、今も、もしかしたらあるのかもしれないですけど。ぜひ、そこを位置づけてもらうことによって回る仕組みに。多分ボランティアのような形になると思うんですけど、その辺をよろしく願いいたします。

◎横山委員 読書の件についてお聞きしたいんですけど。図書館がない自治体もあるんですよ。

◎森生涯学習課長 ない市町村が 11 ございます。

◎横山委員 それは、属性でいうと中山間とかの地域になるだろうと思うんですけども、それに対するカバーは、どのように取り組まれておられますか。

◎国則新図書館整備課長 市町村立図書館では図書に限られておりますので、例えば県立図書館の本を、市町村立図書館を通じて借りることができます。そういうのは協力貸し出しという方法ですけども、県立図書館から市町村立図書館へ本を届けるということも整備しながらサービスを受けていただくように行っております。

それから移動図書館ということでバスに本を積んで、それぞれの図書館とか公民館とか学校とか、そういうところに回っております。

◎桑名委員長 よろしいでしょうか。

(な し)

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈新図書館整備課〉

◎桑名委員長 次に、新図書館整備課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎横山委員 移動バスで中山間とか図書館がない地域をカバーされているということですけど、どうしてもバスで行くと本の量が少ないかと思います。その辺の工夫が必要かと思えますけれども、どう考えられます。

◎国則新図書館整備課長 確かに、移動図書館のバスに積み込める本の冊数は限りがあり

ますので、物流体制といえますか、これまで5日であったものを6日間ということで回数をふやしまして、リクエストがありましたらできるだけ早くその利用者に本を届けられる体制を整えております。

◎横山委員 中山間地域でそういう読書ができない子供たちが生まれないように、きめ細かな施策の継続をよろしくお願いします。

◎国則新図書館整備課長 新図書館では電子図書の整備も行うようになっておりますので、インターネットからホームページを見ていただくことによりまして、そういう電子図書についてごらんいただくといったサービスも考えております。

◎桑名委員長 東洋ゴム工業の関係ですが、本庁舎については、なかなか損害賠償とか慰謝料は実質的なものがないんですけれども、新図書館の場合はおくれることによって相当な損害が出ていると思うんですが、それは請求をするようになっていくのでしょうか。

◎国則新図書館整備課長 今回の東洋ゴム工業問題によりまして、直接工事費に係るもの、それから、免震装置が入らなくなったことによりまして間接的に損害を受けた部分がございます。直接的な工事につきましては、建築JV、それから設備JV等工事関係者が、1月20日に合意書を結んでおりまして、それに基づきまして直接事業者から東洋ゴム工業に請求を行うことになっております。

県につきましては、既に契約を結んでおるもの、それから今後結ぶものがございまして、そちらもきちんと項目の洗い出しをしまして、算出もしまして、どれぐらい工事がおくれるかということも今後決まっております。そちらの期間によって金額も変わってまいりますので、その辺をきちんと額を確定した上で、議会でも説明をさせていただきます、それから弁護士とも相談をしながら、東洋ゴム工業にしっかりと補償を求めていく予定にしております。

◎桑名委員長 例えば1年間延びるということは、皆さん方も専門のスタッフがついてやっているわけで、この人件費もかかっているわけです。本来ならば、平成29年度、皆さん方はまたチームが解散されるんでしょうけれど、そういったものも賠償請求をするおつもりですか。

◎国則新図書館整備課長 職員の人件費とか、消耗品とかもろもろ今回の問題に伴う経費ですので、そういったものはしっかりと求めていくことにしております。

◎桑名委員長 ほかにございせんか。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

〈文化財課〉

◎桑名委員長 次に、文化財課を行います。

(執行部の説明)



◎桑名委員長 質疑を行います。

(なし)

◎桑名委員長 質疑を終わります。

#### 〈スポーツ健康教育課〉

◎桑名委員長 次に、スポーツ健康教育課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 高知県体育協会の仕組み、どういう仕組みになっているんですか。県から随分お金が行っていますね。柔道とか剣道とかお金を割り振ってますね。

◎葛目スポーツ健康教育課長 県からの補助金は、給与等も含めて500万円余りの支援をいただいております。あとは自主事業とか、日本体育協会からの事業等を見込んで、それを充てる事業をしているところです。競技力向上対策のための強化費等は、県から一旦、高知県体育協会に補助を行いまして、それから加盟団体に強化費を分配する仕組みになっておるところです。強化費をいただいております競技団体、国体参加競技でございまして41競技団体ございます。全体で57加盟団体です。

◎三石委員 高知県体育協会の本部は西庁舎にありますよね。職員体制はどうなっているんですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 事務局は西庁舎の1階にございます。事務局長1名、正規の職員が3名、そして1名の臨時職員です。

◎三石委員 ボクシングの件で、約2年間いろいろ新聞等でも報道されて、ほぼ決着がつくような状況になったんですけど、高等学校の先生とか現場の先生方に随分負担があるような気がするんです。そう考えたときに、組織の強化をしていただきたいという思いが非常にあるんですけど、学校の先生が全部事務にしたって何にしたってやっている状況はないんですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 委員がおっしゃられますとおり、各競技団体の強化、また会計に携わる教員は非常に多うございます。今回のボクシング連盟にかかわります不正経理につきましては、新聞紙上で不起訴になっておりますが、そのときに高知県体育協会として第三者委員会を設置して調査・検討をしたところで、つい先日、4月11日に高知県体育協会に提言がなされたところです。

その中を詳しく申させていただきますと、1つ目は、やはり関係した2名の教諭は、極めてずさんな会計処理でした。しかしながら、2つ目にボクシング連盟の組織が手を出していないというところも調査でわかりました。つまり、その2名に任せっきりというところで、公務の間、また強化の合間を縫ってやっていたというところが浮き彫りにされました。3つ目です。競技団体等を統括しております高知県体育協会が、決まりがあったにも

かかわらずそのルールを徹底をされておらないというところはやはり問題であろうと。責任はそれぞれの個人もあるだろうし、ボクシング連盟もあるだろうし、統括団体である高知県体育協会にもあるというところで提言をいただいておりますので、高知県体育協会としましては、この提言に基づいて県に再建の方法を提出するところです。現に、平成 26 年の発覚から、研修とかチェック体制等を強めてやっているところです。委員おっしゃられておりますとおり、そこでは高知県体育協会の職員の資質向上、支援体制等がありますので、そちらもしっかり提言されておりますので、しっかりそこは高知県体育協会としてもやっていくということが回答されると思っております。

◎三石委員 現場の先生方が本当に負担になられているような気が物すごくしますので、そのあたりのことなんかも含めて改善されるようお願いしたいと思いますが、いかがですか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 かなりの強化費をいただいております。やはりしっかりとしたルールがございますので、そのルールを徹底するための研修会等もふやしながらやっておりますし、チェックだけではなくて、規定の見直しとか、簡素な扱いにつきましても、これは検討をしていくところですので、なお高知県体育協会のあり方を問われている一件です。

◎金岡委員 1点だけ。この体育授業の指導力向上とか、全部指導力向上とあるんですが、小学校・中学校において陸上記録会、あるいは水泳記録会はあるんですが、私の見てみるに、それほど指導がされてないんじゃないだろうかと。要するに、走ったり跳んだり投げたりいろんなことについて、ほとんどの子供が独自でやっておる。自己流でやっておって、強い子が出ているという状況で、少し走り方にしても跳び方にしても指導してやればかなりよくなる、将来有望じゃないかという子供もいらっしゃるんで、そこら辺は小さいときにきちんと指導してやる必要があるんじゃないかと思えます。そこでそういうふうにかかれておりますが、どういうふうにやられているか。

◎葛目スポーツ健康教育課長 まず、小学校に目を向けますと、全ての先生が体育をやるというところで、もともと体育の授業に不安を抱えている先生も多うございます。それは調査によって明らかになっております。体育には教科書がございませんで副読本はありません。それを昨年度から仕組みの中に入れて、副読本の実践協力校を東部、中部、西部、2校ずつ配置をしまして、その効果的な活用の仕方というところでハンドブックもできましたので、これを中心に小学校の体育の指導は努めてまいります。並行して、体育、健康に課題のある学校に、体育・健康アドバイザー、退職校長を巡回させていただいています。課題の学校、東部、中部、西部、計 90 校あります。そちらに回りながら、その不安を払拭させながら管理職に向けての指導と、あわせて指導主事が随行しますので、授業を見て一言アドバイスもいたします。

先ほど委員からございました記録会等につきましては、数はそれほど多くないですけれども、技術指導に来てくれという要請が教育事務所等にありますが、そのときにはできる限り行くようにしておりますけれども、一番大事なのは授業の中身です。これを劇的に変えていかなくちやいけないというところで、授業改善を一番、知・徳・体の体の取り組みの中で最重要視しているところです。中学校におきましても、体育の専門がおるとはいえ、やはり授業評価をしっかりと、授業の改善につなげていくのは、小中共通した事項ですので、これをしっかりとやっていきたいと思っております。

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

#### 〈人権教育課〉

◎桑名委員長 次に、人権教育課を行います。

(執行部の説明)

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎橋本委員 一つお聞きをします。奨学金の返還相談員の設置委託料は660万円組まれているんですが、この奨学金の債権の実態を報告していただけますか。

◎大西人権教育課長 債権につきましては、貸与総額は約80億円になっております。昭和33年の社会福祉奨学資金から、同和奨学資金、地域改善対策奨学資金という3つの奨学金を含んでの貸与総額になっておりますけれども、その中で免除総額が53億円になっております。また、返還済みの額が9億7,000万円。収入未済額につきましては、本年度5億2,000万円となっております。

◎橋本委員 その5億2,000万円の収入未済ですね。予算を見てみると、前年度が4,000万円組んでいたのが、今年度3,700万円になっているわけです。基本的には債権の回収そのものが、例えばこの660万円使った設置委託料に見合う回収実績になっているのかどうかの判断はどうなんでしょうか。

◎大西人権教育課長 返還相談員は、平成14年から3名体制で始まっておりますけれども、平成22年から5名体制にして今日に至っております。当初はかなりの効果が出ておったところですが、徐々にその分については、十分な効果というところまではまだいけないところがあると分析をしております。

◎橋本委員 もう一つだけ。昨年債権の回収実績は幾らですか。

◎大西人権教育課長 平成27年度につきましては、現年度については。

◎橋本委員 現年過年合わせてでいいです。

◎大西人権教育課長 5,593万円になっております。

◎橋本委員 やはり貸したものは返していただく。これは当たり前のことでして、この間も債権の問題が総務部でも出てきましたけれども、ぜひともしっかりとこれは向き合っていたいただきたいし、処理をできるだけスピード感を持ってやるように力を入れていただきたい

いと思います。要請しておきます。

◎桑名委員長 ほかに。

(なし)

◎桑名委員長 以上で、質疑を終わります。

続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにいたします。

#### 〈小中学校課〉

◎桑名委員長 まず、「教職員等の教科書採択への関与等に係る調査の結果概要について」、小中学校課の説明を求めます。

◎長岡参事兼小中学校課長 総務委員会資料、報告事項の小中学校課のインデックスのところをお開きいただきたいと思います。検定中の教科書の閲覧など、教職員等の教科書採択への関与等に係る調査結果の概要につきまして御説明をさせていただきます。

1ページをごらんいただきたいと思います。まず、本事案についての経緯です。平成27年10月、教科書発行者である三省堂が公立学校長らを集めて検定中の教科書を見せ、意見を聞いた謝礼として現金を渡していたことが発覚し、このことから全国的に教科書採択についての透明性、公正性への疑義が生まれ、実態の把握と問題の是正が求められたところでした。そして文部科学省が同年11月、教科書協会に対して、教科書の宣伝に関する自主ルールを改善を検討するよう指導を行い、また12月に、全ての教科書発行者に対して、三省堂と同様の行為を行った事案がないかどうか、自己点検を行うように要請をしました。そして平成28年1月28日、教科書発行者から報告のあった教職員等につきまして、教科書採択への関与や影響がなかったか各都道府県に調査依頼を行ったところです。

次に、本県の調査概要について説明をさせていただきます。本県は文部科学省から調査依頼のあった1月28日から3月30日までの間、第1次から第3次に分け、当該教職員等が所属する市町村教育委員会事務局職員への聞き取りを行うとともに、関係資料についての調査を行い、また、該当教職員等への事情聴取や提出された報告書の内容につきまして、教科書採択の公正性に影響がなかったか、その他法令等に反するものはないかなどについて精査を行いました。

次に、この調査結果について説明をさせていただきます。2ページをお開きいただきたいと思います。平成28年1月28日時点で文部科学省から本県に報告されたリスト数は、対価を伴わず、申請本を教員等に閲覧させて意見を聴取したとされる事案、これを類型①と申しますが、これにかかわるものは16件で16人。次に、申請本を教員等に閲覧させた上で意見聴取等の対価を支払ったとされる事案、類型②になりますが、これについては26件で24人。そして、これらの事案以外で採択勧誘との疑念を生じさせる形で金品を支払ったとされる事案、類型③ですが、これは2件で2人であり、合計44件42人でした。この

44 件 42 人のうち、事案発生当時、既に退職していた者や、既に検定が終了し閲覧可能であった教科書を見た者、また教科書発行者による報告ミスによる者、さらに国立学校関係者は、県教育委員会の所管ではございません。このため、これらを除いた公立学校関係者 32 人について調査を行ったところです。

3 ページをごらんいただきたいと思います。そうしますと、(1) の対価を伴わず、申請本を教員等に見覧させて意見を聴取したとされる事案、類型①につきましては、検定中の教科書を見覧した教職員は 14 人で、そのうち採択に関与し得る立場であった者は 3 人となっております。この 3 人は、教科書の特徴等を複数の人員で調査する採択地区の調査員でありました。そして、この 3 人がかかわって作成した調査資料に特に不自然な点は見られず、所属する採択地区において不適切な接触のあった教科書発行者の教科書を継続して採択したものはあるものの、新たに採択したものはございませんでした。

次に、(2) 類型②につきましては、検定中の教科書を見覧した者は 16 人で、うち 1 人は採択の前に既に退職をしております。そして、採択に関与し得る立場にあった者は 6 人で、この 6 人も採択地区調査員でした。しかし、類型①と同様、この 6 人がかかわって作成した調査資料に特に不自然な点は見られず、所属する採択地区において不適切な接触のあった教科書発行者の教科書を新たに採択したものはございませんでした。

続いて、(3) 類型③です。教科書発行者による自己点検・検証の結果、中元・歳暮を贈った可能性のあるとして報告があったものは、事件発生当時、教育委員であった者が 1 名、そして公立学校教職員であった者が 1 名おりました。この 2 名につきましても個別に事情聴取を行いました結果、「金品を受け取った事実はない」、また、「受け取りを拒否した」という回答があり、かつ、教科書発行者においても金品を送った明確な根拠がないことが確認されました。

なお、全国の調査結果の状況につきましては、参考資料として 5 ページに示しています。

これらの調査を通して、県教育委員会としては、教科書発行者から不適切な接触を受けた公立学校教職員等が教科書採択の結果に影響を与えたものはなかったことについて確認をしたところです。しかし、4 ページの教育長コメントにも示しておりますように、検定期間中の申請本の一部を見覧し意見を述べることや、また、検定採択期間中に申請本または検定済教科書に対する意見を述べ、その対価として金銭を受け取るなど、県民の皆様から見ると教科書採択の公正性に疑念を抱かれても仕方のないような声があったことも事実です。

このことから、教科書発行者から不適切な接触を受けた教職員に対しては、それぞれの事案を詳細に調べ、先に述べました教科書採択に疑念を抱かせる行為があったと認められる教職員 6 人に対し、服務監督権限を持つ市町村教育委員会において文書注意等の服務上の措置を行うこととしております。また、謝金等を授受した者には、それぞれの意思の確

認も行いながら返金について話もしてきたところです。

1 ページにお帰りいただきたいと思います。3 の今後の対応にも示しておりますが、県教育委員会としては、教科書採択に関しその公正性に県民の皆様から疑念を抱かれることのないよう、一層襟を正していかなければならないと考えております。こうしたことから、教科用図書選定審議会委員や調査員等の選任の仕方や、教科書発行者との健全かつ適正な関係を保つことの重要性について記しております文部科学省通知、教科書採択における公正確保の徹底等について、市町村教育委員会や教職員に対する指導・周知を徹底していきたいと考えております。また、教科書検定期間や採択期間におきまして、教科書発行者からの報酬、謝金等の受領を原則、禁止とするといった、教科書採択の公正確保のための本県独自の取り決めに検討して、このことにつきましても、市町村、学校に周知をしていきたいと考えております。

以上で、小中学校課の説明を終わらせていただきます。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 一言。やはり誤解を招くようなことは絶対あってはいけませんね。全国的にも非常に問題になった件で。今後の対応、そして教育長のコメントにも書かれていますので、どいことは言いませんけれど、今後こういうことがないように、今後の対応、そしてコメントどおりやっていたきたいと思います。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校課〉

◎桑名委員長 次に、「教職員の不祥事について」、高等学校課の説明を求めます。

◎高岸高等学校課長 県立学校教職員の不祥事案件について説明をさせていただきます。赤ラベル、高等学校課のページをお開きください。

まずは、県立高等学校の教職員が不祥事を起こしましたこと、心からおわびを申し上げます。本当に申しわけございませんでした。

対象職員は当時、宿毛工業高等学校、期限付講師、岩郷源宣、33歳で、担当の教科は英語です。同講師は、自動車運転免許の有効期間が平成23年8月7日まででしたが、免許の更新を適切に行わず、この事案が発覚する平成28年3月8日まで長期間にわたり無免許運転をしていたものです。また、同講師は平成26年10月に自動車検査、いわゆる車検、及び、自動車損害賠償責任保険、いわゆる自賠責の有効期限が切れていたにもかかわらず、平成27年11月までの間運転を続けております。さらに同講師は、平成24年度から平成27年度まで県教育委員会に提出しました臨時教員志願書に、運転免許証がないにもかかわらず普通自動車運転免許証ありと虚偽の記載をしていたところです。平成27年度、宿毛工業高等学校に採用されました岩郷講師は、学校へ自家用車の使用の届け出を行う際に、運転免許証や自動車検査証、自動車損害賠償責任保険の有効期間の欄に虚偽の日付を記載し

て提出をしています。さらに、同講師は無免許等が発覚することを恐れ、運転免許証、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証明書を偽造し、その写しを学校に提出しております。その提出されました自動車損害賠償責任保険の証明書の写しの保険期間と保険料の領収印の日付にずれがあることに事務職員が気づきまして、この事案が発覚したものです。

これらの行為は、地方公務員法はもとより道路交通法等にも違反し、法令遵守の意識に欠ける極めて悪質で重大な行為です。また、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員に対する社会的信用を著しく失墜させるものです。

このことから、平成 28 年 3 月 30 日付で当該講師を免職の懲戒処分としました。

また、書類の確認が早期に十分できなかつたことについて、管理監督責任者である校長に対しても文書注意をあわせて行っております。

この事案を受けまして、3 月 30 日付で県立学校に通知をしまして、各学校において、学校に提出されてます自動車登録簿と運転免許証等の原本を照合する確認作業を、現在、県立学校で行っているところです。

不祥事案件についての説明は以上です。本当に申しわけございませんでした。

◎桑名委員長 質疑を行います。

◎三石委員 これは、ごまかしたいという気持ちはわかりますけれど、ちょっとやり過ぎです。これは何とも言いようがないですね。

そこでせつかくの機会ですから、藤中次長。次長は高等学校の先生も経験され、高等学校課の課長もされ、そして今回、次長になられたわけだけでも、課題も山積をしていますね。こういうことも含めて、どういう思いで次長職をやられるおつもりか、所信表明をお願いしたい。

◎藤中教育次長 まずはこの事案につきまして、私が課長のときに最後の事案として対応させていただきました。本当に申しわけございませんでした。

高等学校課長として、6 年間勤務をさせていただきまして、まずは、現在の高知県の高等学校において、特に県立学校においては、非常に幅の広い学力層の子供たちが入学しております。また、その子供たちはそれぞれ非常に多様な進路希望を持った状態で入っております。そういった子供たちに目的を持たせて、しっかりとした学力をつけて社会に出していく、あるいは上級学校に進めていくといったことをしっかりやっていくための施策を 6 年間進めてきたと思っております。私自身、6 年間でそういった方向に一定の方向性が見えてきたという自信も持たせていただきました。

そういった中で、この 4 月から教育次長ということで、教育次長になりますと 12 課全ての教育委員会事務局の課との調整が必要になってくる。そういった立場になっております。そういった中で、やはりいま一度自分自身が 6 年間やってきたことを踏まえて、その

上に立ってチーム教育委員会として、いかにそれを調整していった進めていくかをしっかりと考えていきたいと思っております。

また、田村教育長のもと、第2期の教育振興基本計画がこの4年間で進んでいきますので、これをしっかりと軌道に乗せるために全力で進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

◎桑名委員長 質疑を終わります。

◎溝渕幼保支援課長 先ほど幼保支援課の説明の中で、上田委員から保育所の防災教育の補助についての活用の御質問がございました。

平成26年度までは補助事業でしたけれども、平成20年度からは運営費となります公定価格の中に加算として計上されております。お手元にお配りしております資料をごらんになっていただきましたらおわかりになると思いますけれども、加算の条件としましては、延長保育事業のほか、4つの保育サービスのうち複数を実施している民間の施設に対して15万円を限度として計上されることとなっております。この費用を活用して、例えば防災教育の教本とか、そういった物品の購入等に充てることができます。裏面をごらんになりましたら、平成27年9月現在の調査で実施状況を書いております。72カ所の施設と小規模保育事業の1カ所が加算の対象となっております。この加算を使って事業を実施しております。

◎桑名委員長 以上で、教育委員会の業務概要を終わります。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

あすは、午前10時から警察本部ほかの業務概要の聴取を行います。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(17時17分閉会)